

三田市テニス協会規約

第1章 名称及び組織

第1条 本会は三田市テニス協会と称する。

第2条 本会は三田市内の事業所テニスクラブ及び一般テニスクラブをもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会はテニスの健全な発展とスポーツ精神の高揚を期し、併せて会員相互の親睦、及び健康維持・体力向上を図るとともに、本邦テニス界発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① テニス大会の主催及び後援
- ② 他地域協会及び団体との交流
- ③ 市民テニス教室・テニス指導者養成講習の主管
- ④ その他テニス協会発展に寄与する諸事業

第3章 役員及び選出

第5条 本会に次の役員を置く。また、必要に応じ副会長、副理事長、副会計を置くことができる。

- ① 会長 1名
- ② 理事長 1名
- ③ 常任理事 5名+若干名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 監事 2名
- ⑥ 理事 加盟団体代表者各1名(但し50名を超える加盟団体は2名、他の加盟団体の代表者との兼務禁止)とする。
- ⑦ 選任理事 若干名 (注)本会が委嘱した組織運営協力者代表。
- ⑧ 顧問 若干名(会長からの委嘱を受けたもの)

第6条 会長(副会長)は常任理事会の推薦を受けた理事又は加盟団体の推薦者から総会にて選任される。

第7条 理事長(副理事長)は会長の委嘱を受けた理事又は加盟団体の推薦者から総会にて選任される。

第8条 常任理事、会計、監事は理事長の委嘱を受けた理事又は加盟団体の推薦者から総会にて選任される。

第9条 各委員会(事業委員会、女子委員会、指導委員会、総務委員会)委員長は理事又は加盟団体の推薦者から常任理事会にて選任される。

第10条 選任理事は理事以外から必要に応じ常任理事会で選任することができる。

第11条 役員(理事及び選任理事を除く)の任期は2年とし再任を妨げない。理事に欠員が生じた時は当該クラブより選出する。

第12条 役員の仕事

- ① 会長は本会の代表者として対外業務を行うと同時に会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐する。
- ③ 理事長は本会の活動を統括し、必要により会長を補佐する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐する。
- ⑤ 常任理事は常務執行を執り行う。
- ⑥ 会計は入出金を管理し、収支を記録し、期末に収支計算書を作成する。
- ⑦ 理事は各委員会に所属し、会務を処理する。
- ⑧ 各委員の登録は、各委員長の推薦により常任理事会の承認を得ることとする。
- ⑨ 選任理事は本会活動円滑化のため、各委員会に所属しない活動協力者を統括する。
- ⑩ 監事は、本会の財務を監査し、その結果を報告する。

第13条 本会の事務局は理事長の指定した場所とする。

第4章 会議

- 第14条 総会は全役員をもって構成し、毎年1回定期(会計年度終了後2か月以内)に開催する。会長は総会を招集し、予算・決算・行事予定・行事報告・役員を選出・重要事項を審議する。決議は役員過半数が出席し、出席者の過半数の同意を得なければならない。また、必要に応じ全役員で構成する臨時総会を開くことができる。
- 第15条 常任理事会は、会長(副会長)・理事長(副理事長)・会計(副会計)・常任理事・選任理事・顧問をもって組織し、本会の常務を処理するに当り理事長がこれを招集する。また、理事長は委員会活動の報告等を受けるため委員の出席を要請できる。
- 第16条 常任理事会は、組織運営又は活動の効率化のため、特定テーマに関しプロジェクト委員会設置を可能とする。
- 第17条 委員会は委員長・副委員長・委員をもって組織し、委員会の常務を執行するに当り委員長がこれを招集する。なお、委員長、副委員長、及び委員は理事でなくてもかまわない。

第5章 加盟及び脱会

- 第18条 本会に加盟する団体は、事前に常任理事会の承認を得るものとする。
- 第19条 加盟団体から脱会の申し出があったときは、常任理事会において処理する。
- 第20条 本会に加盟した団体は規定、規約を遵守しなければならない。
- 第21条 本会に加盟した団体及び会員で、本会の目的を阻害、又は本会の体面名誉を棄損した者は、総会の決議により除名することができる。

第6章 会員の義務

- 第22条 会員は、礼儀を重んじ、コートマナーに徹するとともに、会員相互の親睦に努めねばならない。

第7章 会計

- 第23条 本会の必要経費は次に挙げるもので支弁する。
- ① 加盟団体の分担金
 - ② 事業収入
 - ③ 補助金その他
- 第24条 前条の各事業を遂行するために要する手当・日当・交通費等については別途、細則に定める。
- 第25条 本会計年度は1月1日から始まり、12月31日に終わることとする。
- 第26条 加盟団体の分担金は常任理事会において決定し、納付は3月末までとする。
- 第27条 本会の決算は会計年度終了後、監事の監査を経て総会で承認を得なければならない。

第8章 慶弔金

- 第28条 慶弔金は別途、細則に定める。

第9章 付則

- 第29条 本会の規約の改正は総会において、役員過半数が出席し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第30条 本会の規約に関し必要事項の細則は、常任理事会において審査して定める。

昭和63年4月1日施行	平成23年2月6日改定
平成5年2月27日改定	平成26年3月7日改定
平成7年2月25日改定	令和3年2月20日改定
平成8年2月24日改定	令和6年2月17日改定
平成17年1月30日改定	